



令和8年度浦添市介護保険料の所得段階判定の特例減免に関する取扱規程を次のように定める。

令和8年6月2日

浦添市長 松本 哲治



浦添市告示第 69 号

令和8年度浦添市介護保険料の所得段階判定の特例減免に関する取扱規程  
(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）による給与所得控除額の引上げに伴い、令和8年度の介護保険料所得段階の判定において、前年度市町村民税非課税世帯であった第1号被保険者（以下「被保険者」という。）の保険料負担が急激に増大することを回避するため、浦添市介護保険条例（平成12年条例第20号）第10条第1項第4号に規定する被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）の算定及び減免の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 減免の対象となる者（以下「減免対象者」という。）は、本市の介護保険被保険者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 令和7年度において、被保険者及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税であったこと。
- (2) 令和8年度の所得判定において、令和7年度税制改正（以下「税制改正」という。）による給与所得控除額の増額が無ければ、引き続き被保険者及びその属する世帯の全員が市町村民非課税と判定される状態にあること。
- (3) 前号の税制改正の影響により、令和8年度の所得段階が令和7年度より引き上げられたこと。ただし、引上げ後の所得段階が市町村民税非課税世帯に係る所得段階である場合は、この限りでない。

(保険料額の特例)

第3条 市長は、前条に規定する減免対象者に係る令和8年度の保険料額について、当該減免対象者の令和7年度における所得段階と同一の段階にあるものとみなして算定するものとする。

(減免額)

第4条 前条の規定により算定される保険料の減免額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

- (1) 第2条の規定による判定（税制改正以後の基準）に基づき算定された、本来賦課されるべき令和8年度保険料額
- (2) 前条の規定に基づき算定された、特例適用後の令和8年度保険料額

(運用方法)

第5条 この告示に基づく減免は、被保険者からの申請を要することなく、市長が保有する課税資料に基づき減免対象者を特定し、職権により適用するものとする。

2 市長は、前項の規定により減免を適用したときは、保険料納入通知書等において

減免後の額を通知することができる。

(適用除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本特例の対象外とする。

- (1) 世帯構成の変更(課税者等の転入等)により、税制改正の有無にかかわらず課税世帯となった場合
- (2) 給与所得以外の所得の増加により、税制改正の影響を考慮せずとも上位の所得段階に該当する場合
- (3) 令和8年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有していない者

(減免の取消)

第7条 市長は、保険料の減免が適用された減免対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免適用を取消し、当該減免対象者に係る令和8年度の保険料を適正な所得段階に基づき賦課更正するものとする。

- (1) 所得の更正により、第2条第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合
- (2) 世帯構成の異動により、当該減免対象者又はその属する世帯員が税制改正の有無にかかわらず課税世帯となった場合

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。